関税定率法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和二年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九号

関税定率法等の一部を改正する法律

（関税定率法の一部改正）

第一条　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二九〇六・一九号中「

二　一・四―シクロヘキサンジメタノール	四・六％
三　その他のもの	

」を「

二　その他のもの	四・六％

」に改める。

別表第二九三三・三九号中「

二　一・一・三・五―テトラメチルピペリジン―一―イウム＝ヒドロキシド	四・六％
三　その他のもの	

」を「

二　その他のもの	無税

」に改める。

別表第三六〇三・〇〇号中「電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造の点火具のうち、電極を含めた長さが一・四センチメートル以上二・六センチメートル以下のもので、点火部の直径が〇・七センチメートル以上一・二センチメートル以下のもの（点火部が複数あるものを含む）」を「イグナイター（政令で定める自動車の部分品の製造に使用するものに限る）」に改める。

別表第三八・一七項を次のように改める。

三八・一七	
三八一七・〇〇	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第二七・〇七項又は第二九・〇二項のものを除く。）
一　混合アルキルベンゼン	無税
二　混合アルキルナフタレン	三・九％

別表第五八〇四・二一号中「

二　その他のもの	
(一)　合成繊維製のもの	
A　リバーレース	一一・一％
B　その他のもの	一一・二％
(二)　その他のもの	

」を「

二　その他のもの	無税

」に改める。

（関税法の一部改正）

第二条　関税法（昭和二十九年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の九第二項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、「含む。）」の下に「及び法人税法第六十四条の九第三項第三号ロ（通算承認）を、「取消し」と」の下に「、「所得税法第百四十五条第一号及び法人税法第六十四条の九第三項第三号ロ」とあるのは「同号」と」を加える。

第十四条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「前三項」を「第一項、第二項又は前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　第一号に掲げる事由が生じた場合において、第二号に掲げる事由に基づいてする関税についての更正、決定又は賦課決定は、前各項の規定にかかわらず、同号の特恵受益国等の権限ある当局等に対し同号の要請に係る書面が発せられた日から三年を経過する日まで、することができる。

一　税関職員が、貨物の輸入者に第六十八条（輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類）に規定する書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して税関職員が指定する日までにその提示又は提出がなかつたこと（当該輸入者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）。

二　税関職員が関税暫定措置法第八条の四（特恵受益国等原産品であることの確認）又は経済連携協定（同法第七条の三第一項ただし書（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）に規定する経済連携協定をいう。）その他の国際約束（以下この号において「経済連携協定等」という。）の規定に基づき特恵受益国等（同法第八条の二第一項（特恵関税等）に規定する特恵受益国等をいう。以下この号において同じ。）若しくは経済連携協定等の締約国の権限ある当局（特恵受益国等又は経済連携協定等の締約国から輸出される貨物が特恵受益国等原産品（同法第八条の四第一項に規定する特恵受益国等原産品をいう。）又は締約国原産品（同法第十二条の四第一項（経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認）に規定する締約国原産品をいう。）であることを証明する書類の発給又は当該書類の作成をすることができる者の認定に関して権限を有する機関をいう。）、経済連携協定等の締約国の税関当局（この法律、関税定率法その他の関税に関する法律（第百八条の二及び第百八条の三において「関税法令」という。）に相当する締約国の法令を執行する当局をいう。）又は輸入申告がされた貨物の輸出者若しくは生産者（以下この号において「特恵受益国等の権限ある当局等」という。）に対し、当該貨物に関する情報の提供の要請をした場合（当該要請が前各項の規定により関税についての更正、決定又は賦課決定をすることができないこととなる日の六月前の日以後にされた場合を除くものとし、当該要請をした旨の前号の輸入者への通知が当該要請をした日から三月以内にされた場合に限る。）において、当該貨物の関税額の確定に関し、特恵受益国等の権限ある当局等から提供があつた情報に照らし非違があると認められること。